

## 浜松市龍山入浴施設使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱(規定)は、浜松市龍山入浴施設条例施行規則(平成17年浜松市規則第206号。以下「条例施行規則」という。)第3条に規定された使用料の減免に関して必要な事項を定める。

(入浴施設の利用促進を図るための減免)

第2条 条例施行規則第3条第1項1号に規定される入浴施設の利用促進を図る必要があるため減免する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市が実施する健康づくり事業において表彰を受けた者・団体 免除
  - (2) 施設を5回利用した場合 1回分を免除
  - (3) 市が実施する事業において身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45号の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者が利用する場合 免除
  - (4) 身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45号の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者が利用する場合 5割減額
  - (5) その他市長が特に必要があると認めた場合 免除又は5割減額
- 2 前項の規定により減免した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(様式)

第3条 条例施行規則第3条第1項の規定により減免する場合、その該当する者に対して交付する減免を受けられる旨を記した文書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 条例施行規則第3条第1項1号(前条1号、3号、5号該当)の規定により免除する場合は、無料入浴券(第1号様式)とする。
- (2) 条例施行規則第3条第1項1号(前条2号該当)の規定により免除する場合は、ポイントカード(第2号様式)とする。
- (3) 条例施行規則第3条第1項1号、2号及び3号(前条4号、5号該当)の規定により減額をする場合は、割引入浴券(第3号様式)とする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

No

浜松市龍山入浴施設無料入浴券 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無料</span>	
本券で浜松市龍山入浴施設へ無料で入浴できますので、お越しの節には受付へお渡しください。	
ただし、本券1枚で1人・1回限りの使用とさせていただきます。	
平成 年 月 日 発行	
(発行日から6ヶ月間有効)	浜松市

第2号様式(第3条関係)

浜松市龍山入浴施設 「やすらぎの湯」  ご利用ポイントカード  <発行日>  年 月 日  <ご住所>  <お名前>	ポイントカード発行にあたって 1 当施設を1回ご利用いただくごとに、1ポイントを提供します。 2 5ポイントで、当施設を無料で1回ご利用できます。 3 このカードは発行後、6ヶ月間に限り有効です。 4 このカードは、再発行できませんので、ご了承下さい。 5 このカード複数枚を合計してのポイントは提供できません。	ご利用ポイント	
		1回	4回
		2回	5回
		3回	ご利用ありがとうございました。

第3号様式(第3条関係)

No \_\_\_\_\_

浜松市龍山入浴施設割引入浴券 半額

本券で浜松市龍山入浴施設へ半額の使用料で入浴できますので、お越しの節には受付へお渡しください。

ただし、本券1枚で1人・1回限りの使用とさせていただきます。

平成 年 月 日 発行

(発行日から6ヶ月間有効) 浜松市